小浜市水防計画の改定について

<小浜市水防計画とは>

水防法に基づき、小浜市の水防事務の調整およびその円滑な実施のために、必要な事項を規定した計画である。

水防法 第 7条 都道府県水防計画の策定、変更等 第33条 指定水防管理団体(市町村等)の水防計画 ・県の水防計画に応じた策定、変更等

<直近の県、市の水防計画の改定と法改正、主な災害等の発生について>

県水防計画	市水防計画	法改正、主な災害、水防に関する動き等
令和4年5月改定	水防協議会(R4.3) 令和4年3月改定	 令和3年7月 水防法の改正 ※令和2年7月豪雨(熊本県球磨村の高齢者施設で入所者14名が犠牲)など 昨今の水災害発生時の被害状況を踏まえた改正。 ⇒水害リスクのある要配慮者利用施設における避難確保措置の見直し 令和4年8月 大雨 ⇒山形県、新潟県、南越前町等で記録的な大雨による被害発生
令和5年5月改定		令和5年5月 県管理の洪水予報河川・水位周知河川の基準水位の見直し ⇒近年の水位データを基に高齢者等避難も踏まえ、リードタイム(住民 避難が完了する時間)に応じた基準水位を設定 ⇒警戒レベルに応じた水位名称を設定 (例)避難指示(レベル4):避難判断水位 → 氾濫危険水位 へ見直し
令和6年5月改定	水防協議会(R7.3) <mark>令和7年3月改定(予定)</mark>	<u>令和6年1月 地震・津波</u> ⇒能登半島地震の発生ならびに石川県、富山県、福井県等に津波警報発表 <u>令和6年9月 大雨</u> ⇒石川県で記録的な大雨による被害発生

備考

②和久里(南川)

【水位観測所一覧】 ①遠敷(遠敷川)

主な改定内容について

改定

箇所

新旧

対照表

1. 水防活動や避難行動に関する情報提供の充実・強化

改定の内容

県管理水位観測所の追加

No.

(1)	・上田(田村川)、生守(森川)、加斗(飯盛川)の3箇所に危機管理型水位計を設置 (総設置数11箇所)	第5章 5.2(1)	P17	③中井(南川)⑤羽賀(江古川)⑥四分一(松永川)⑦新保橋(野木川)⑨市塔橋(多田川)⑩生守(森川)⑪加斗(飯盛川)	
(2)	国・県管理映像監視所の追加 ・国…小浜市高塚(国分)、高塚水位観測 所(高塚)の2箇所に監視カメラを 設置 <u>(総設置数8箇所)</u> ・県…上田(田村川)、市塔橋(多田川)の 2箇所に監視カメラを設置 <u>(総設置数7箇所)</u>	第5章 5.2(1)	P17	【映像監視所一覧】 国…①高塚(北川) ②市ヶ淵樋門(〃) ③丸山橋上流(〃) ④西津(〃) ⑤検当橋(〃) ⑥小浜市高塚(〃) ⑦高塚水位観測所(〃)⑧遠敷川JR橋(遠敷川) 県…①遠敷(遠敷川) ②和久里(南川) ③羽賀(江古川) ④四分一(松永川) ⑤新保(野木川) ⑥上田(田村川) ⑦市塔橋(多田川)	
(3)	津波災害警戒区域の指定等、津波防災について記載 ・津波警報等や発表基準の明瞭化、津波避難に関する留意事項等の追記	第4章 4.1(1) 第16章 16.10	P6~P9 P20~P21	 ・津波警報等の発表基準や取るべき行動等を見える化。 ・津波災害時の一刻も早い避難と、行政からの発令内容を追記。 ・津波防災地域づくりに関する法律(H23.12施行)に基づいた、津波災害警戒区域の指定(本市はR5.2.14に指定) 	

<u>2. 水防法の改正 (R3.7) に伴う修正</u>

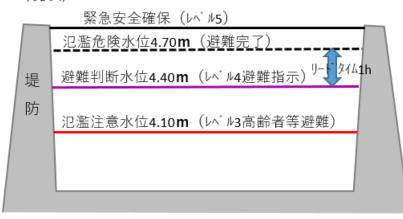
No	改定の内容	改定 箇所	新旧 対照表	備考
(1	要配慮者利用施設の利用者に係る避難確保措置の見直し ・作成された避難確保計画について、市長による 計画内容に係る助言・勧告制度の創設 ・要配慮者利用施設の実施義務とされている避難 訓練について、市長への訓練結果報告の義務化 ・市長による訓練内容に係る助言・勧告制度の創設	第1章 1.3(1) 第16章 16.6	P2 P20	 ・本市の避難確保計画について対象施設:80施設 ⇒全施設計画作成済み ・訓練結果報告状況(R7.3.1時点) 65施設/80施設 ※所管課とともに対象施設に提出依頼

3. 避難指示等の適切・円滑な発令に資する基準水位の見直し

No.	改定の内容	改定箇所	新旧対照表
(1)	近年の水位データを踏まえ、十分な避難時間を確保した基準水位の設定 ・県管理河川のうち洪水予報河川(南川)と水位周知河川(遠敷川)において、避難指示だけでなく高齢者等避難も考慮したリードタイム(住民避難が完了する時間)に応じた基準水位を設定	第4章 4.3(3) 4.4(2) 4.5.2(3)	P14 P15 P17
(2)	 警戒レベルに応じた水位名称を設定 ・避難指示(レベル4) 避難判断水位 → <u>氾濫危険水位</u> ・高齢者等避難(レベル3) 氾濫注意水位 → <u>避難判断水位</u> 	第4章 4.1(1) 4.3(1) 4.4(1) 第5章 5.2(4)	P3 P12 P15 P18

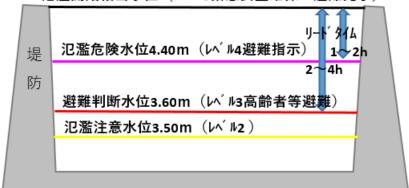
【(例)南川(洪水予報河川)の基準】

〈現状〉



〈見直し後〉

氾濫開始相当水位(いごい 緊急安全確保・避難完了)



4. 土砂災害警戒情報の発表に関する変更

No.	改定の内容	改定 箇所	新旧 対照表	備考
(1)	土砂災害発生危険基準線(CL)の変更・市の避難指示や住民による自主避難が適時 適正に行われるよう、土砂災害警戒情報の 発表基準(土壌雨量指数基準)の見直しを実施	第4章 4.1(1)	P4	【主な見直し内容】 ・設定基準を「5kmメッシュ単位」 から「1kmメッシュ単位」に細分化 ・近年の降雨事例や土砂災 害発生事例の基準への反映

【例】土壌雨量指数基準の見直しについて (小浜市) (大雨・洪水警報発表基準)

見直し前

見直し後

137

 \Rightarrow

145

【土砂災害警戒情報発表のイメージ】

